

悪性腫瘍が確定している患者に 他の部位の悪性腫瘍を疑って腫瘍マーカーを実施。 算定はどうする？

Q. 肺癌の確定病名がついている患者に、他の部位の癌を疑い、腫瘍マーカーの検査をしました。腫瘍マーカーの検査料を算定したところ、「悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定ではないか？」と返戻されてしまいました。検査料で算定することはできないのでしょうか。

A. 腫瘍マーカー検査を実施した場合、癌が確定している患者と疑い患者とで算定方法が異なります。

悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍の確定診断がついている患者に対して腫瘍マーカーを行い、その結果に基づく計画的な治療管理を行った場合に算定する点数です。よって、すでに悪性腫瘍の確定病名がある場合（術後の患者も含む）は、他の部位に対する腫瘍マーカー検査を行っても、悪性腫瘍特異物質治療管理料で算定することになります（下記例外規定を除く）。例えば、肺癌の治療は他院で行っている場合であっても、レセプトに悪性腫瘍の確定病名がある場合は、このような返戻の対象となりますので、ご注意ください。

<例外規定>腫瘍マーカーが算定できるケース

（「悪性腫瘍以外」の疾患の診断等のために実施した下記の場合）

1. 急性および慢性膵炎の診断および経過観察のためのエラスターゼ 1
2. 肝硬変、HB s抗原陽性の慢性肝炎または HCV 抗体陽性の慢性肝炎の患者の α -フェトプロテイン（AFP）または PIVKA II（月 1 回に限る）
3. 子宮内膜症の診断または治療効果判定目的の CA125、CA130 または CA602（診断または治療前後の各 1 回に限る）
4. 家族性大腸腺腫症の患者に対する癌胎児性抗原（CEA）